

# 平成28年第4回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成28年12月16日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之      2番 田中唯登志      3番 廣崎誠治      4番 荒牧弘敏  
5番 高畑広視      6番 宮崎昌宗      7番 峯 新一      8番 三田敏和  
9番 大山 晃      10番 茂呂孝志      11番 宮本理一郎      12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 中 豊  
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 永野英憲  
税務課長 尾崎幸光・ 住民課長 佐矢野 靖・ 長寿福祉課長 末松克美  
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 福本豊彦  
教務課長 古原典幸・ 総務係長 熊谷豊司

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一  
議会事務局 岩井英樹

○議事日程

平成28年第4回上毛町議会定例会議事日程（4日目）

平成28年12月16日 午前10時00分 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第56号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第57号 上毛町税条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第58号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第59号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第7号）

日程第 6 発議第 3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書  
(案)

日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

日程第 8 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

## ○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料として配付しておりますので御確認ください。

---

○議長（安元慶彦君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、12月6日の本会議で各常任委員会に審査を付託した案件について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されております。運営資料の中に写しをお配りしております。

各委員長報告終了後、討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、12月6日に配付した各氏の出席を求め、会議に出席していただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

---

○議長（安元慶彦君）日程第2、議案第56号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第57号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第58号 上毛町国民健康

保険税条例の一部を改正する条例について、日程第6、発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）、以上4件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

宮崎委員長。

○総務産業建設委員長（宮崎昌宗君）平成28年第4回議会定例会、総務産業建設常任委員会、審査結果について、総務産業建設常任委員会から報告します。

当委員会は12月14日、議会中小会議室において、常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、午前9時30分閉会しました。

当委員会に付託された案件は、町長提出の議案3件と、議員発議1件の計4件です。

当委員会に付託された案件の審査を行いましたので、その経過と結果を会議規則第77条の規定に基づき報告します。

議案第56号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長より説明がありました。

質疑といたしまして、個人番号が必要な手続等はどれくらいあるのか。

答弁。116前後あり、町からお金を支払う場合に所得税の関係等で必要です。

質疑。個人番号カードの更新年数は。

答弁。20歳未満は5年、20歳以上は10年となっています。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

続きまして、議案第57号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、担当課長より説明がありました。

委員より、わかりやすい説明を求める声がありましたので、わかりやすく説明いただいております。

また、質疑といたしまして、改正により法人税が下がるが税収は減るのか。

答弁。平成27年度の税収から換算すると約4,000万円減る。減った部分は国の地方法人税が新たに設けられ、その分で補填することになっている。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

続きまして、議案第58号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ

いて、担当課長より説明がありました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

続きまして、発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)について。

質疑なし。

討論。賛成討論といたしまして、私は年齢的に資格はないが、後に続く議員のことを思えば、議員各位が職務に専念できる環境を整える必要がある。

反対討論といたしまして、制度化されれば250万円ほど負担がふえる。常勤に近い県議や大都市の地方議員なら意義があるが、本町に関しては兼業の議員が多く、若い世代やサラリーマン等の議員数増加につながらない。

採決の結果、起立多数で採択することに決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）総務産業建設常任委員長長の報告が終わりました。

これから、総務産業建設常任委員長長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）日程第5、議案第59号 平成28年度上毛町一般会計補正予算(第7号)、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員長長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長（峯 新一君）おはようございます。

予算決算常任委員会から、平成28年第4回予算決算常任委員会審査結果について報告いたします。

当委員会は12月14日、議会中小会議室において、常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって、総務産業建設常任委員会に引き続き、9時45分開会、午前11時7分閉会といたしました。

当委員会に付託された案件は、町長提出の補正予算案1件でした。

当委員会に付託された案件の審査を行いましたので、その経過と結果を会議規則第77条の規定に基づき報告させていただきます。

議案第59号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第7号）。

初めに、総務課長に総括説明を求め、要旨として、歳入歳出の総額にそれぞれ2億6,032万2,000円を追加するものとの説明を受けました。

総括説明に対する主な質疑としては、債務負担行為の内容などについての質疑がありました。

次に、各担当課長から所管分について説明を行い、その後それぞれの内容について慎重審議、質疑を行いました。また、歳入においては一括で審議しました。

全員参加の中で、内容については今さら説明することもないと思いますけど、委員長としての意見を少しだけ述べさせていただきます。

皆さん、大変勉強されて、いろいろな質疑が多かった中で、もうひと工夫された意見が欲しかったと、私委員長としては思います。

その結果、討論なく、採決は全会一致で可決しました。

以上で、予算決算常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（安元慶彦君） 予算決算常任委員長の報告が終わりました。

これから、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

○議長（安元慶彦君） これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第56号 上毛町行政手続における特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第56号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第3、議案第57号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第57号 上毛町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第4、議案第58号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第58号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第5、議案第59号 平成28年度上毛町一般会計補正予算(第7号)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第59号 平成28年度上毛町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第6、発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

岩花議員。

○1番(岩花寛之君) 私は、地方議会議員の厚生年金制度の加入を求める意見書(案)について、反対の立場から討論させていただきます。

本意見書には、地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっており、より積極的な活動が求められる半面、立候補者が減少し無投票当選が増加するなど、住民の



関心の低下や地方議員のなり手不足は大きな問題となっているという記述があります。

私も、このような背景や若手議員、サラリーマンの議員がふえることに関しては理解できるのですが、年金制度を時代にふさわしいものにする、すなわち厚生年金制度へ加入することが、上毛町に関しては、議員を志す新たな人材確保に対する有効な対策につながらないと考えております。

その理由は2点あります。

一つ目、本意見書は平成28年度に7月27日全国都道府県議会議長会第154回の定例総会での議決事項に沿って全国的に提案されつつありますが、そもそも厚生年金の加入は週30時間の勤務が条件となっており、専門の多い県議会委員と違い、上毛町に関してはほとんどの議員が兼業であります。本意見書は県議会議員や大都市の市議会議員を想定した意見であり、当町を含めた兼業の多い小規模自治体の議員にはそぐわないと考えます。

なぜ、兼業にならざるを得ないのかと言え、それは年金問題よりもむしろ議員報酬に問題があると考えます。現在、上毛町の議員報酬は、平成17年10月11日に定められた21万7,000円となっており、福岡県57市町村で、東峰村に続いて下から2番目の金額です。ちなみに、福岡県57市町村の平均報酬は34万8,958円、31町村の平均報酬は26万2,096円となっておりますので、市町村平均より13万1,958円、町村平均より4万5,096円低い値となっております。

もちろん、議員報酬の決定は他市町村との比較ではなく、実務に見合った額かどうかが一番のポイントであると思いますが、実際問題として議員報酬だけで生活ができなければ兼業するほかなく、私は厚生年金の加入よりも議員報酬の改善を行うべきだと考えております。

二つ目、議員を志す新たな人材確保につながらないのは、議員の魅力が理解されていないためであり、理解がされていないのは情報発信が弱い、足りてないからだと考えております。現在の議員構成で算出した場合、労使折半の原則により約250万円から300万円の税務負担が発生すると説明がありました。250万円を原資にすれば、議会だよりの充実、ホームページやSNSの充実、研修による自己研鑽など、ほかにかんできることはたくさんあると考えます。

そうした観点から、私は厚生年金の加入よりも費用対効果の高い人材確保の手段や方法があると考えております。

以上、2点の理由で、本意見書は当町の議員のなり手不足の解決には寄与しないと考えるため、反対します。

意見書は上毛町議長の名前で、上毛町の議会議員の意見として提出されます。であるならば、上毛町の実情に即した意見でなければならないと考えます。議員各位も、250万を投資する厚生年金の加入が上毛町議会への人材確保につながる有効な施策であるかを再度真剣に考えていただければと思います。

以上です。

○議長（安元慶彦君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）反対討論ありませんか。

廣崎委員。

○3番（廣崎誠治君）私は、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）について、3点の理由を述べ、反対討論します。

私は、議員は名誉職であり、2011年に年金財政の破綻で廃止された議員年金、医療がないことを理解して立候補して当選させていただき、議会活動を行っているものです。議員のなり手が無いという理由でも、過去2回の町議会議員の選挙について言えば、定数よりも1名オーバーな選挙だったように思います。

2番目の理由。厚生年金の加入要件にも該当しない、週20時間労働か、常勤職員の4分の3労働時間にも該当しないということ。勤務日数は年4回の定例議会、仮に7日間出席しても、28日間。臨時議会、各種委員会を入れても50日に満たないこと。

3番目の理由。仮に今後、議員が厚生年金を加入することになれば、掛け金は被用者と議員との折半になります。先ほど岩花議員も言いましたが、従来の議員年金の支払いに加えて、被用者負担が発生いたしますので、厚生年金の掛け金は1人当たり年間約30万円ほどになると思います。加入要件を満たさない二人を除いても、新たに約300万円程度の税金を投入することになります。まず住民の理解は得られないと考えます。

以上の3点の理由を述べ、私はこの意見書案には反対します。

以上です。

○議長（安元慶彦君）賛成討論ありますか。

宮崎委員。

○6番（宮崎昌宗君）私は、賛成の立場で討論いたします。

まず、反対理由の反論に近い形で言いたいと思います。

まず、議会の日数というのは50日だとか100日だというふうに話がありましたが、確かに私も議員になった最初の年ぐらいは、ああ、それぐらいのものかというふうに理解しておりましたが、やはり2期、3期、4期と重ねていくうちに仕事がふえてきます。また、議会というのは組織ですので、やはり組織を運営するためにもさまざまな役職にもついていかなければなりません。そういった日数に対する認識というのは改めていただきたいと思いますし、これから議員を続けるようであるならば、もっと忙しくなるということは覚悟していただきたいと思います。

あと、パートタイム等の比較もありましたが、パートタイム労働者の方はまだ日本の経済の大変な戦力だと思っておりますが、私たちはハローワークや求人情報を見て議員になったわけじゃありません。厳しい選挙を通じて勝ち残って、ここに今おるわけです。そういった中でこの時間だけの責任のパートタイムではなく、議員というのは365日、議長がおっしゃったように議員だと思います。

議員報酬というのは、議員労働に対する賃金ではなく、これは責任に対する報酬だと思っておりますので、私はそのような一般の労働者の方と比較するというのはいかななものかなと思います。

また、住民負担について、当然住民負担はふえてきますが、なかなか住民そのものが、これは私たちの努力不足ですが、まず住民の誤解や偏見というのが解くのが先じゃないかと思います。やはりいまだに議員年金そのものがまだ存在するというふうにいる方も多くいます。「3期、4期務めているけん、あんた、年金あるけんいいな」と言われますし、例えば政務活動費もあるもんだと思っている住民の方も多いです。そして、議員報酬に関しては「700万ぐらいもらっているんだろう」というふうによく言われます。先日も10年来支援していただいている方が、「あんた、700万円もらっていいな」と言われました。実際は300万あるかないかです。そういった中で、まず自分たちの務めとして、そういった偏見や誤解を恐れることなく、自分たち自身を情報公開し、情報発信していくような必要があるんじゃないかと私は思います。

そういった中で、まず、私が賛成する理由といたしまして、平成23年6月に地方

議会年金の廃止が行われたわけですが、そのとき衆議院・参議院の総務委員会において付託、決議されたものは、これは地方公共団体長の取り扱い等を参考にし、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うことという附帯決議が行われて廃止にされております。そして、翌年総務省から、地方議会委員の厚生年金加入を検討というふうになっております。

そして現在、自由民主党総務部会内において地方議会議員年金検討プロジェクトチームが設置され、そういったものを検討しています。これは、上毛町議会が、我が勝手に思って、これを出しているわけではありません。政府や国会において議論し制度化に向けていることを、この地方からはしごを外す必要はないんじゃないかなというふうに私は思っております。

そういった中で、やはり全国的には減少していることをとめていかなければいけないし、そのために、当然岩花議員がおっしゃったような報酬もそうだと思いますが、やはりそういった社会保障制度というのを充実させていくというのが地方議会のなり手にとって必要だと思いますので、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかにありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）は、原案を採択することと決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第8、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

○議長(安元慶彦君) 以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。

これで、平成28年第4回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時26分